

2012年4月16日

武田 則昭 様

セコムトラストシステムズ株式会社

発行手数料の扱いについて

謹啓

時下ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子証明書の発行手数料の扱いについて、以前よりご説明を行っている内容となりますが、改めてご説明をさせていただきます。

加入者利用規定第6条における弊社が指定する支払い方法は、2011年11月の「電子証明書の発行手数料に関するご案内」に記載していますとおり、利用者様が発行手数料を日司連様にお支払いいただき、日司連様が料金をまとめて弊社に支払う方法となります。

司法書士電子証明書のサービス開始後、電子証明書を利用できていない会員様が存在する事態が生じたため、その会員の発行手数料の扱いについて、日司連様と対応手続きの協議を進め、2012年3月22日に対応手続きが確定し、翌23日に日司連様より司法書士会員様へご案内をさせていただきました。この手続きの確定に伴い、既に日司連様へお支払いいただきました発行手数料は、払い戻し又は再発行分に充当を行うことが可能となりました。

なお、お問い合わせへの回答を行った3月5日の時点では、手続きが確定しておらず、日司連様へお支払いいただきました発行手数料を返還できるというご回答ができる状況では無く、返還できない旨のご回答を差し上げた次第です。

手続きの確定およびご案内が遅くなりましたことをお詫びしますとともに、発行手数料の扱いにつきましてご理解をいただき、払い戻し又は再発行分に充当の手続きを実施していただけますよう、お願い申し上げます。

敬白